23 高財政第 9 号 平成 23 年 4 月 11 日

各 部 局 長 教 育 長 養 養 ・ 各委事務局長 様 警 察 本 部 長 公 営 企 業 局 長

副 知 事

平成23年度予算の執行方針について(通知)

本年度は、県勢の浮揚に向けて確固たる礎を築くための「正念場の年」であるとの基本的な考え方のもと、これまでの仕掛けや仕込みを土台に、具体的な政策効果の発現を目指す取り組みをしっかりと進めていかなければなりません。

このため、当初予算において、地産外商戦略を基軸とする産業振興計画の強力な推進や高知型福祉をはじめとする日本一の健康長寿県構想の着実な実行など、5つの基本政策に基づく施策の実効性をより高め、具体的な政策効果に結びつけるための予算を構築するとともに、中長期にわたる安定的な財政運営を目指すため、歳出の効率化や臨時財政対策債を除く県債残高を減少させるなど、財政健全化への取り組みを着実に進め、将来の負担の軽減を図りました。

一方、東日本大震災による本県の地域経済や財政運営に対する影響は、今後ますます拡大することが考えられます。5つの基本政策をはじめとするそれぞれの事業の執行にあたっては、東日本大震災によって生じる影響をどのように補うかという視点を常に持つとともに、改めて全ての分野において南海地震対策を意識した執行が必要となってきます。

今後、本県の財政を取り巻く環境はより厳しいものとなることが見込まれますが、正念場の年を念頭に置き、県勢の浮揚を目指して、第一に、5W1Hを明確にした計画づくりと執行段階におけるPDCAサイクルの徹底、第二に、政策が県民に与える影響への具体的な想像力をPDCAサイクルに生かすこと、第三に、官民協働による政策推進のための広報広聴の徹底、第四に、県民の皆様からの貴重なご意見をしっかりと政策に生かすこと、第五に、政策の実行段階における議論の徹底などに留意し、厳しい選別を経て予算に計上された事業の効果を最大限に発揮していかなければなりません。

このため、県の予算の財源が県民の皆様の貴重な税金で賄われていることを改めて認識し、予算をただ漫然と執行するのではなく、個別の事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、関連する法令や下記の方

針を遵守し、予算の計画的かつ効果的な執行に努めてください。

記

- 1 予算の計画的・効果的な執行
- (1) 産業振興計画の強力な推進

県勢の浮揚につながる具体的な成果を生み出し、経済活性化のトータルプランである産業振興計画を着実に実践していくためには、産業成長戦略の実行や地域アクションプランに基づく事業の支援など、真に官民協働のスタンスに立ち、スピード感をもって取り組む必要があることから、以下の点に留意すること。

- ア 市町村や関係団体との連携に努め、取り組みの効果が最大限に発揮できるよう努めること。
- イ 民間や地域住民など取り組みの主体となる方々と手を携える姿勢を持ち、 職員自らが率先して取り組むことで、民間や地域の気運を高めること。
- ウ 目標を着実に達成する具体的な執行計画を立て、適宜適切な進行管理に努めること。さらにPDCAをきめ細かく働かせながら、具体的な政策効果の 発現を目指すこと。

(2) 南海地震対策関連事業

ア 南海地震対策については、南海地震対策再検討プロジェクトチームにおいて再検討が行われることから、その動向に留意すること。

- イ 着手すべき対策については速やかに実施すること。
- ウ 南海地震対策関連予算については、津波安全対策の再検証を行い、南海 地震対策推進本部に報告し、了承を得たうえで執行すること。

(3) 経済対策に対する積極的な対応

ア 県経済の下支えを継続することに加え県民の安全・安心を守る観点から、 普通建設事業費については、平成 22 年度 2 月補正予算に計上した事業も含 め、速やかな執行に努めること。

なお、事業の執行にあたっては資材の調達状況や価格変動など東日本大震 災による影響を十分把握したうえで行い、その後の状況の変化には、柔軟な 対応を検討すること。

イ 引き続き厳しい雇用情勢に鑑み、ふるさと雇用再生特別基金事業などの 活用による雇用効果が早期に発現できるように努めること。

(4) 状況の変化への対応

ア 当初予算時に想定していた状況に変化が生じて大幅な増減が見込まれる場合などは、遅滞なく財政課と協議すること。

- イ 年間総合予算として編成したことを踏まえ、補正予算での計上がルール化 しているものや、重要性・緊急性が極めて高いもの以外の一般行政経費に対 する新たな行政需要は、当初予算の執行を工夫するなど各部局で責任を 持って対応すること。
- ウ 東日本大震災の影響により、現時点で、本年度の歳入の見通しが不透明となっていることから、事務費(旅費、需用費及び役務費)については当面の間 10 パーセント執行を留保するので適切に執行すること。

なお、今後の見通しや状況の変化に応じて、その取扱いについて再度検討する。

(5) 事業別の執行計画の策定

- ア 各部局の予算調整責任者を中心に、事業別の執行計画を作成して進行管理に努め、県民の視点に基づき、波及効果を意識した企画立案と具体的な成果を県民の皆様に実感していただく、アウトカムを重視したPDCAサイクルを徹底すること。
- イ 人事異動や予算見積りの段階からの内容の見直しなどで執行が遅れるケースが多く見受けられるので、円滑な執行に留意すること。

(6) 予算の適正な執行

- ア 職員一人ひとりが法令遵守や公益性、費用対効果及び説明責任に留意し、 公平・公正な予算の執行に心掛けること。
- イ 特に委託事業については、漫然と事業を委託するのではなく、意図する成果を常に意識し、節目節目に確認するなど、組織として充分な進捗管理に努めること。
- ウ 決算特別委員会や監査(包括外部監査人によるものを含む。)による審査 結果等を踏まえた適正な執行に留意すること。

2 財源の積極的な確保

(1) 収入未済金の縮減等

県税などの収入未済金の縮減に向けた積極的な取り組みに加えて、未利用地 等の計画的な売却や広告収入の確保に努め、なお一層の歳入の確保を図ること。

(2) 国庫補助金等

- ア 国庫補助金等を財源とする事業については、原則、国の交付決定後に執行することとするが、これにより難い場合は、国と緊密に連携を図り財源の見通しを確認したうえで執行すること。
- イ 東日本大震災の影響等により国庫補助金等の減額も想定されることから、 補助事業者等に対して、当初予定していた補助金等の減額もあり得ることに

ついて、事前に十分周知しておくこと。

- ウ 国庫補助金等の交付決定の事務に遅れが目立つものは、国に早期の対応 を要請するなどの適切な措置を講ずること。
- エ 当該歳出予算の支出時期を見極めたうえで、早期の収入を図ること。

3 その他の注意点

(1) 国への対応

国の政策に本県の実情に応じた制度や施策を反映させるとともに、県財政に多大な影響を及ぼすことが予想される国の制度改正に留意する必要があることから、東京事務所及び各部局の予算調整責任者を中心に、積極的な情報の収集と全庁での共有に努めること。また、地方の財源確保に向けた提案の強化を図ること。

(2) 事業の広報

官民協働を進めていくためにも、県民の皆様に十分に理解してもらったうえで事業を進める必要があることから、説明責任を意識した、適時・適切な戦略的な広報に努めること。

(3) 公社等の予算

ア 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する公社等の予算も、この方針に準じた適正な予算執行に努めること。また、公社等外郭団体の改革の基本的な方向に沿った見直しが図られるよう、所管課において指導を徹底すること。イ 企業会計の予算も、この方針に準じて適切に執行すること。

各課長教育長議会・各委事務局長様警察本部長公営企業局長

財 政 課 長

平成23年度予算の執行等について(通知)

このことについては、「平成23年度予算の執行方針について」(平成23年4月11日付け副知事通知)によるほか、下記の事項に注意したうえで予算を執行するすべての職員に周知してください。

記

1 歳出予算は、本年度も一部の予算を除き一括配当するので、事業効果を最大に発揮させることができるよう、事業の早期執行に努めること。

ただし、事務費のうち需用費、旅費及び役務費については、当面の間 10 パーセント執行を留保するので、適切に執行すること。なお、留保の具体的な手続きについては、おって通知する。

- 2 普通建設事業費の執行については、今後の国の動向を充分に見極めたうえで、 指示をすることもあるので留意すること。
- 3 予算執行時に、事業の執行停止や内容の変更、あるいは新たな予算措置や後年 度の財政負担を必要とすることが想定される場合には、事前に財政課に協議する こと。
- 4 事故繰越は、新たな財源措置が必要となる場合があるため、繰越事業の進行管理には細心の注意を払い、中間検査等の段階から適切な措置を講じること。
- 5 副知事通知の2-(2)-イについては、国庫補助金等が減額された場合は、原 則、減額後の国庫補助金等見合いの事業執行とするため、事後に補助事業者等が 混乱しないよう事前の説明を徹底すること。なお、国庫補助金等が減額されるこ とがわかった場合は、速やかに財政課に報告すること。
- 6 特定財源を充当する歳出予算は、その財源の収入後に支出するという原則を徹 底すること。

7 委託料や補助金等で、やむを得ず概算払を必要とするものは、支払いを少なく とも年4回以上に分割し、支払のつど委託先等の資金需要を見極め、過多な概算 払とならないよう努めること。

なお、1回の支払い額が500万円以上のものについては、支出時に財政課担当の確認を要するものとする。